

議案第 9 号

大口町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

大口町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 3 1 号）により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大口町後期高齢者医療に関する条例（平成20年大口町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「最後に行った同号」を「最後に行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により大口町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第2条を削り、第3条を第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大口町後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項（<u>法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>）に入院等（<u>法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>）をした際、大口町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) <u>法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、大口町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) <u>法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>最後に行った法第55条第2項第2号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、大口町に住所を有していた被保険者</p> <p>(5) <u>法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により大口町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u></p> <p>附 則</p>	<p>(保険料を徴収すべき被保険者)</p> <p>第3条 保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（<u>同項に規定する病院等をいう。以下同じ。</u>）に入院等（<u>同項に規定する入院等をいう。以下同じ。</u>）をした際、大口町に住所を有していた被保険者</p> <p>(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、大口町に住所を有していた被保険者</p> <p>(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、<u>最後に行った同号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、大口町に住所を有していた被保険者</p> <p>附 則</p>

新	旧
<p>(延滞金の割合の特例)</p> <p><u>第2条</u> 略</p>	<p><u>(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る被保険者の保険料の納期の特例)</u></p> <p><u>第2条</u> 平成20年度における法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者(以下「被保険者」という。)に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項の規定にかかわらず、第4期からとする。</p> <p><u>2</u> 平成20年度において、被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について、第4条第2項の規定を適用する場 合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p><u>第3条</u> 略</p>

改正要旨

1 改正の概要

後期高齢者医療制度における住所地特例の見直しがされ、他県の施設等に入所し国民健康保険の住所地特例の適用を受けている被保険者が、75歳の年齢到達または65歳以上の障害認定により後期高齢者医療保険に加入する際には、従来は住所地特例の適用がなかったものが、後期高齢者医療保険においても住所地特例の適用を継続して受けることになるため、改正を行うものです。

○住所地特例とは

国民健康保険、後期高齢者医療制度では、原則として住所地の国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入することとなっていますが、被保険者が福祉施設への入所や長期入院等の事情によって、住所を他市町村や他都道府県に移動しても、移動前の国民健康保険や後期高齢者医療保険を継続することとされています。これは、福祉施設や病院が集中する自治体の財政を圧迫させないための取り扱いであります。

※福祉施設は、大口町では御桜乃里、一期一会荘等が該当します。

○指摘されている問題点

住所地特例は、同一制度内の保険者間（国保⇔国保、後期高齢⇔後期高齢）では継続されますが、75歳到達や障害認定により国民健康保険から後期高齢者医療保険に加入する場合は、住所地特例は継続されず、施設のある後期高齢者医療保険に加入することになり、当該後期高齢者医療保険の財政負担が生じます。

現行 平成30年3月31日まで

		入所	75歳到達又は 65歳以上障害認定
住所地	愛知県大口町	岐阜県A市	岐阜県A市
保険者	大口町国保	大口町国保	<u>岐阜県後期高齢</u>
		(住所地特例)	《 <u>住所地特例が外れる</u> 》

		入所	75歳到達又は 65歳以上障害認定
住所地	岐阜県A市	大口町	大口町
保険者	A市国保	A市国保	<u>愛知県後期高齢</u>
		(住所地特例)	《 <u>住所地特例が外れる</u> 》

改正後 平成30年4月1日から

		入所	75歳到達又は 65歳以上障害認定
住所地	愛知県大口町	岐阜県A市	岐阜県A市
保険者	愛知県国保	愛知県国保	<u>愛知県後期高齢</u>
		(住所地特例)	《 <u>住所地特例が継続</u> 》

		入所	75歳到達又は 65歳以上障害認定
住所地	岐阜県A市	大口町	大口町
保険者	岐阜県国保	岐阜県国保	<u>岐阜県後期高齢</u>
		(住所地特例)	《 <u>住所地特例が継続</u> 》

2 施行期日

平成30年4月1日から施行します。